

制限付一般競争入札（電子入札）告示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 並びに小金井市契約事務規則（昭和 39 年規則第 16 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 17 日

小金井市長 白 井 亨

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設工事
- (2) 工事場所 小金井市中町三丁目 19 番 16 号
- (3) 工事概要 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設工事（既存清掃関連施設他解体工事も含む。）
- (4) 工 期 契約確定日の翌日から令和 10 年（2028 年）9 月 30 日まで
- (5) 予定価格 ￥11,788,130,000 円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 支払条件 前払金（1 億円を限度とする。）及び部分払あり、完了払  
※部分払は、毎年度の出来高に応じ、各年度の予算額の範囲内で支払う想定（ただし、令和 7 年度は前払金のみ）
- (7) 本工事は、価格以外の要素（大規模工事の品質確保、事業による地域貢献等）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
- (8) 本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札の適用工事である。

2 制限付一般競争入札に参加できる単独企業又は特定建設工事共同企業体の代表者の資格要件

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の登録申請が承認されている者の中で、小金井市に申請し、建設工事に業種登録を行っているもの

- (2) 東京都内に本店・支店又は営業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けた者であり、建設工事に係る特定建設業許可を有すること。
- (3) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した「延べ床面積が6,000㎡以上の庁舎等（庁舎（支所、出張所等を除く。以下同じ。）及び庁舎を含む複合施設。複合施設の場合は庁舎としての用途が6,000㎡以上を占める場合に限る。）」の新築工事に係る建築一式工事を元請（受注形態が特定建設工事共同企業体の場合は、その代表者であった場合に限る。以下同じ。）として受注した実績を有すること。
- (4) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した「延べ床面積が6,000㎡以上の免震構造の建築物」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注した実績を有すること。
- (5) 建設工事の経営規模等評価結果（経営事項審査結果）の総合評定値（総合評点）が1,600点以上であること。
- (6) 建設業法第26条に規定する技術者の資格を有する者を配置できること。
- (7) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。以下同じ。）にないこと。
- (10) 次のアからウまでに該当しないこと。
  - ア 本工事に係る支援業務を受託した株式会社佐藤総合計画
  - イ 株式会社佐藤総合計画の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は同社への出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ウ 株式会社佐藤総合計画の代表権を有する役員が自社の代表権を有する役員を兼ねている場合

### 3 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件

- (1) 電子調達サービスの登録申請が承認されている者の中で、小金井市に申請し、建築工事に業種登録を行っている者
- (2) 建築工事の共同格付けA又はBランクで、建築一式工事の経営規模等評価結果

(経営事項審査結果)の総合評価値(総合評点)が800点以上であること。

- (3) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態にないこと。
- (6) 2(10)に掲げるアからウまでに該当しないこと。

#### 4 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の資格要件

- (1) 自主的に結成された特定建設工事共同企業体であること。
- (2) 構成員間において、特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結していること。
- (3) 構成員は、2者又は3者であること。
- (4) 代表者における出資比率は、構成員のうち最大であること。
- (5) 共同企業体が、2者で構成される場合は構成員の最小の出資比率は30パーセント以上とし、3者で構成される場合は構成員の最小の出資比率は15パーセント以上であること。
- (6) 構成員は、本工事における他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体について、定めがないことについては共同企業体運用準則(昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号)によるものとする。

#### 5 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者の決定方法

ア 次の算式により算出した総合評価点の最も高いものを落札者とする。ただし、小金井市総合評価方式実施ガイドライン「4 低入札価格調査及び失格基準」に基づき、調査基準価格を下回ったものを失格とする場合がある。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

イ 同じ総合評価点のものが2者以上ある場合は、技術評価点が高い者を落札者として選考し、それでも順位が決定しない場合には、電子調達サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

##### (2) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札者の提出する「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「周辺環境配慮」、「工程管理」、「品質確保」及び「周辺に資する地域貢献」に係る技術提案資料により落札者決定基準に基づき算出するものとし、技術評価

点（A）は配点１００点とし、価格評価点と合算する際に、技術評価点合計値に係数０．１をかけて算出する。

(3) 価格評価点の算出

価格評価点は、次の算式により算出する。

価格評価点（B）＝１００点×（１－入札価格÷予定価格）小数点以下第３位四捨五入。なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

(4) 評価内容の担保

実際の整備工事に際しては、技術資料に記載した技術提案を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

なお、施工状況が特に悪質と認められる場合は小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成８年４月１日制定)に基づく指名停止を行うものとする。

6 一般競争入札参加申請期間

令和７年４月１７日（木）から令和７年５月１６日（金）午後４時まで

7 申請方法及び提出書類

- (1) 電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。

申請書送信時に、２(3)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式１－１に記載してファイルとして添付すること。なお、記載する同種の工事の施工実績は１件で良いものとする。別記様式１－１は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

また、２(4)に掲げる資格があることを判断できる免震工事の施工実績を別記様式１－２に記載してファイルとして添付すること。なお、記載する免震工事の施工実績は１件で良いものとする。別記様式１－２は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 本工事は、特定建設工事共同企業体が申請可能な工事であるが、電子調達サービス上、「ＪＶ案件」としてではなく「単体案件」として登録しているため、共同企業体として参加を希望する場合は、電子調達サービスの希望申請及び電子入

札の手続においては、特定建設工事共同企業体の代表者の認証で行うこと。

この場合において、特定建設工事共同企業体の代表者は、電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。

### (3) その他の提出書類

次のアからエまでに掲げる書類を小金井市総務部管財課契約係宛てに提出すること。

なお、アは持参とし、イ、ウ及びエは電子メール又は申請書送信時にデータを添付して送付すること（データ容量に注意のこと。電子メールの場合、1通当たり4MB以内とし、メール送信後に電話で受信確認をすること。）。

ア 特定建設工事共同企業体協定書類一式（※単体企業での参加の場合は不要）

イ 2(3)に掲げる資格の有無を判断できる同種工事の実績の確認ができる契約書の写し、当該実績に係る工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し

なお、共同企業体としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

ウ 2(4)に掲げる資格の有無を判断できる免震工事の実績の確認ができる契約書の写し、当該実績に係る工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し

なお、共同企業体としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

### (4) 提出先等

ア 提出先 小金井市総務部管財課契約係

イ 電話番号 042（387）9814

ウ メールアドレス s020499@koganei-shi.jp

エ 提出期限 令和7年5月16日（金）午後4時まで

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

## 8 審査結果通知

入札参加の有無については、令和7年5月29日（木）に電子調達サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」で通知する。

## 9 入札書類等の質疑等

入札書類等についての質問及び回答は、別記様式4により以下のとおり行う。別記様式4は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

質問は電子メールにより受付け、回答は市のホームページ（入札・契約情報告示）で公表する。質疑書には、電子調達サービスの受付番号、メールアドレスを記載し、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

### (1) 第1回

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| ア 提出先     | 小金井市総務部管財課契約係          |
| イ 電話番号    | 042（387）9814           |
| ウ メールアドレス | s020499@koganei-shi.jp |
| エ 質問提出期限  | 令和7年4月30日（水）午後4時まで     |
| オ 質問回答日   | 令和7年5月9日（金）            |

### (2) 第2回

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| ア 提出先     | 小金井市総務部管財課契約係          |
| イ 電話番号    | 042（387）9814           |
| ウ メールアドレス | s020499@koganei-shi.jp |
| エ 質問提出期限  | 令和7年5月23日（金）午後4時まで     |
| オ 質問回答日   | 令和7年6月2日（月）            |

## 10 V E 提案書等

本市が小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設工事の実施において、民間事業者の募集・選定を行うに当たり、入札参加者が技術提案書の提出に先立ち行うV E提案を求めるものである。なおV E提案は、入札参加者の権利であり、V E提案書の提出の有無及びV E提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

### (1) V E 提案書提出期限 令和7年6月6日（金）午後4時まで

提出先 小金井市総務部管財課契約係

### (2) V E 対話の実施期間 令和7年6月19日（木）から令和7年6月26日（木）まで

### (3) V E 対話結果の個別回答及び公表 令和7年6月27日（金）

### (4) V E 提案の目的

V E 提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

## ア 工事費等の縮減

イニシャルコストの縮減が図られること、又はランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

## イ 品質・性能の向上

実施設計図書を踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。

## ウ 工期の短縮

本工事の早期完成及び新庁舎・（仮称）新福祉会館の早期供用開始を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。

# (5) V E 提案の範囲

V E 提案の範囲は、以下のとおりとする。

## ア 原則

提案による建物の品質・性能（柔軟性・効率性、利便性・機能性、業務継続性、省エネ性、保全性・メンテナンス性等）が、本件入札において発注者が公表した設計図書等に表示された建物の品質・性能と同等以上であると本市が判断する場合に限り、設計図書等の仕様を満たす範囲で設計図書等に表示された建物の品質・性能を改善する提案を認めることとする。

## イ 変更を認めない提案

- ① 告示に示す工期（以下「工期」という。）が延びるもの
- ② 階層構成を変更するもの
- ③ 免震層の位置を設計図書等から変更するもの
- ④ 周辺地域及び竣工後の新庁舎・（仮称）新福祉会館に対して工事中の安全性が低下すると考えられるものや、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの
- ⑤ 環境負荷が増大すると考えられるもの
- ⑥ 設計図書等のコンセプトを損なうもの
- ⑦ その他設計図書等の仕様を逸脱するもの

# (6) V E 提案書等の提出

V E 提案を行おうとする入札参加者は、別記様式 2－9 及び別記様式 2－10 にて提出のこと。別記様式 2－9 及び別記様式 2－10 は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

# (7) V E 提案の審査

## ア 採否の審査

入札参加者から提出されたV E 提案書等について、市は審査の上、採否を決定する。V E 提案の審査に当たり、入札参加者から提出されたV E 提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求めることがある。また、対話を希望する参加者は、V E 対話希望申請書（別記様式2－8）にV E 提案の適否確認事項を記載し、その内容を説明する資料（任意様式）と合わせて、郵送にて提出すること。別記様式2－8は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

#### イ 審査結果の通知

V E 提案の審査結果は、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に通知する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。

なお、V E 提案審査結果に対する質疑は受け付けない。

#### (8) 技術提案書及び入札書への反映

V E 提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該V E 提案を反映した技術提案書及び入札書を提出するものとする。技術審査に際しては、V E 提案が反映された技術提案書をもって、技術評価を行う。

V E 提案が採用されなかった場合及びV E 提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した設計図書等により作成した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったV E 提案や、事前にV E 提案として提出すべきであった内容を技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、入札価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。

#### (9) 本工事への反映

本工事を実施するものとして選定された者（以下「落札者」という。）は、技術提案書又は入札書に反映したV E 提案を請負契約締結後、本工事に反映するものとする。また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続も落札者が行うものとする。

#### (10) 費用負担

V E 提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、本工事の実施に

当たり、V E 提案により必要となる許認可及び各種申請等が必要となる場合、行政手続に要する費用は、入札価格に含めるものとする。

(11) 責任の所在

実施設計図書に関する責任は本市及び実施設計者が負担し、V E 提案内容、V E 提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は落札者が負担する。本市が当該V E 提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。

(12) V E 提案が実施できない場合

受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映した提案は、全て契約内容となることから、必ず実施すること。請負契約締結後、技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約約款によることとする。

(13) V E 提案の保護

V E 提案の内容については、その採否にかかわらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護することとする。

ア V E 提案の審査結果は、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に通知し、V E 提案審査結果通知書は落札者が決定するまで非公開とする。

イ V E 提案の審査結果にかかわらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると本市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、本市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

ウ 受注者の技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案は、本工事に関し、本市が無償で使用できるものとする。

11 入札手続（電子入札）期限

令和 7 年 7 月 2 2 日（火）午後 4 時まで

12 技術提案書の作成について

(1) 入札者は、技術提案書を作成し、令和 7 年 7 月 2 2 日（火）午後 4 時までに持参して提出しなければならない。

提出先 小金井市総務部管財課契約係

(2) 技術提案書は正本 1 部、副本 1 0 部及び内容を記録したデータ（C D - R 等）

一式を提出すること。なお、副本のうち２部は入札者名が分かる体裁とし、８部は入札者名が分からない体裁とすること。

- (3) 設計図書等については、市にて入札参加希望者に直接提供するため、希望する者は別記様式３を作成し、令和７年５月１６日（金）午後４時までに持参して提出しなければならない。別記様式３は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

提出先 小金井市総務部管財課契約係

- (4) 技術提案書は、設計図書等に記載の工事内容について、施工一括発注工事として取りまとめ、別記様式２（Ａ４判及びＡ３判サイズ・文字サイズ１０．５ポイント以上）で作成し、技術的所見を述べること。また提案書内には会社名は記載せず、提案者番号に記載すること。別記様式２（別記様式２－１～２－７を含む。）は、小金井市ホームページからダウンロードすること。

ア 別記様式２ 技術提案書鏡 Ａ４判

イ 別記様式２－１ 技術提案書（周辺環境配慮）Ａ３判１枚以内

ウ 別記様式２－２ 技術提案書（周辺環境配慮）Ａ３判１枚以内

エ 別記様式２－３ 技術提案書（工程管理）Ａ３判２枚以内

オ 別記様式２－４ 技術提案書（品質確保）Ａ３判１枚以内

カ 別記様式２－５ 技術提案書（品質確保）Ａ３判１枚以内

キ 別記様式２－６ 技術提案書（周辺に資する地域貢献）Ａ３判１枚以内

ク 別記様式２－７ 技術提案書（周辺に資する地域貢献）Ａ３判１枚以内

- (5) 技術提案書提出時には、「落札者決定基準」表１に記載された提出資料（２部）も併せて提出すること。

- (6) 技術提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

- (7) 市は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

- (8) 市は、提出された技術提案書を技術評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- (9) 提出された技術提案書は、返却しないものとする。

- (10) 落札者の提出した技術提案書の内容については、採用した理由の説明を求められた場合に他者と比べ優位な点を公表する場合がある。

- (11) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (12) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された技術提案書を無効とする。

- (13) 提案内容の確認のため、令和 7 年 8 月上旬に入札者に対するヒアリングを実施する。なお、日時・場所については、追って通知する。

### 13 入札手続等

- (1) 入札の手続については、特に指定がある場合を除き電子調達サービスを利用して行う。電子調達サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること（消費税及び地方消費税を除いた金額を入力すること。）。
- (3) 入札に際しては、積算内訳書のデータを添付すること。積算内訳書は、12(3)に記載の設計図書等（市にて入札参加希望者に直接提供するもの）を使用すること。
- (4) 入札の回数は 1 回とする。
- (5) 入札保証金は、免除とする。
- (6) 小金井市契約事務規則第 21 条において無効と定める入札は、これを無効とする。
- (7) 入札参加者が 1 者に満たない場合は、入札を中止する。
- (8) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に抵触する行為を行ったおそれがあるとき等、公正な入札の確保が困難であると認められるとき、又はその他やむを得ない事由が認められるときは、入札を中止することがある。

### 14 入札参加資格の喪失

入札参加資格を得た者が入札日までに当該案件の参加資格要件を欠くことになったとき、又は参加申請書の内容に虚偽の記載事項があったときは、入札に参加できないこととする。

### 15 開札日時等

- (1) 開札日時 令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 10 時
- (2) 結果通知 令和 7 年 8 月
- (3) 場 所 電子調達サービス

## 16 契約保証金

落札者は、小金井市契約事務規則第47条に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上を納付する。

- (1) 小金井市契約事務規則第47条第2項第1号の規定に基づく履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金の納付は、小金井市契約事務規則第48条各項に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

## 17 契約の締結

本工事契約は、議会の議決を必要とするため落札者決定後速やかに仮契約を締結し、小金井市議会において可決後、小金井市指定の工事請負契約書により、本契約を締結する。

ただし、小金井市議会において可決されなかった場合は、本工事契約を締結しないものとする。

## 18 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 非落札理由について説明を求められたときは、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して15日（閉庁日を除く。）以内に回答する。

## 19 その他

- (1) 小金井市総合評価方式実施ガイドラインに基づき、落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術評価点、価格評価点、総合評価点）を公表する。
- (2) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、建設業法その他関係法令を遵守すること。